

○株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について

（ 2 0 2 1 年 1 0 月 2 2 日
全 国 株 懇 連 合 会 理 事 会 決 定 ）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入される株主総会資料の電子提供制度が、2022年中に施行される予定であることから、別紙のとおり、「定款モデル」を改正することとします。なお、定款モデル改正の効力発生日は電子提供制度の施行日とします。

記

1. 定款モデルの改正内容およびその理由

改正内容	改正理由
現行第 15 条のインターネット開示の規定を削除し、第 15 条第 1 項に電子提供措置をとる旨を、第 2 項で電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部を書面交付請求株主に交付する書面に記載することを要しない旨を定める。	現行第 15 条は、電子提供制度の下では不要となるため、これを削除する。 第 15 条第 1 項は、上場会社に電子提供制度が強制適用されるため、電子提供措置をとる旨（会 325 条の 2）を規定することとし、第 2 項は、定款に定めておくことで、交付書面の分量を少なくすることが可能になる（会 325 条の 5 第 3 項）ため、これを規定する。

2. 定款変更議案を付議するタイミングおよび定款変更議案記載例

電子提供制度施行に伴う定款変更としては、①「電子提供措置をとる旨」の定款の定め（会 325 条の 2）の新設、②書面交付請求があった場合に交付すべき書面について、法務省令で定めるものの全部または一部を記載しないこととする場合の定款の定め（会 325 条の 5 第 3 項）の新設、③インターネット開示に関する定款規定の削除が考えられます。このうち、①については、みなし定款変更が用意されていますが（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）（以下「整備法」という）10 条 2 項）、②、③の定款変更を行う際に議案に含めて株主総会決議を経ることが多いと想定されます。

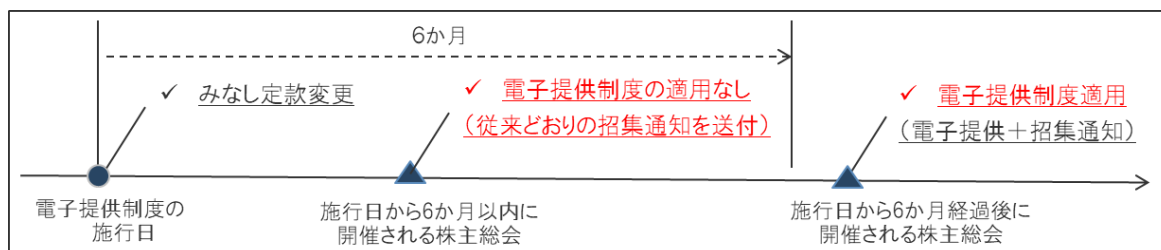
以下の図表のとおり、みなし定款変更が適用となる施行日時点の上場会社は、株

主が書面交付請求できる期間を一定期間保障するため、施行日から6か月以内の日を株主総会の日として株主総会を招集するときは、電子提供制度の適用ができません（整備法10条3項）。したがって、電子提供制度施行後最初の株主総会が、施行日から6か月以内の日で開催される場合には、当該株主総会において、電子提供制度施行に伴う定款変更議案を付議することが考えられます。

一方で、電子提供制度施行後最初の株主総会が、施行日から6か月経過後に開催される場合には、当該株主総会から電子提供制度が適用されることから、上記②の定款規定は電子提供制度施行前の株主総会で定款変更議案を付議して整備しておくことが望ましいといえます。

現時点では、電子提供制度の施行日は明らかになっていませんが、仮に2022年9月1日を施行日とすると、2023年3月総会から電子提供制度が適用されることとなりますので、2022年3月総会から電子提供制度施行に伴う定款変更議案が付議されることになると考えられます。なお、2022年2月総会までに先取りして定款変更議案を付議することも差し支えありません。

〔図表〕 みなし定款変更会社における電子提供制度の施行日後の取扱い



電子提供制度施行前の株主総会で定款変更議案を付議する場合の記載例は、次のとおりです。

第〇号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が [2022 年中/2022 年 X 月 X 日] に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

- (1) 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15</u></p>

	<p>条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	---

3. みなし定款変更に際しての備置定款への対応

電子提供制度の施行日において振替株式を発行している会社（上場会社）は、施行日を効力発生日とする電子提供措置をとる旨の定款変更決議をしたものとみなされます（整備法 10 条 2 項）。みなし定款変更がなされた場合、実質的意義の定款は法律によって当然に変更されているため、代表取締役等の権限で、備置定款という形式的意義の定款を書き換えて差し支えないが、過去の法改正でのみなし定款変更に際しては、株主総会決議によって備置定款を変更する取扱いが一般になされてきました。

電子提供制度に関するみなし定款変更について、これまでと同様の実務対応を行う場合には、施行日から定款変更を付議する株主総会日までの間の備置定款対応として、みなし定款変更がなされている旨の説明文を備置定款と一緒に備え置く対応を行うことになると考えられます。みなし定款変更がなされている旨の説明文としては、以下の文例が考えられます。

なお、施行日前に開催される株主総会で電子提供制度に係る定款変更を行った会社については、施行日をもって定款変更の効力が生じ、施行日に備置定款そのものを差し替えることになるため、当該説明文を備え置く必要はありません。当該説明文を備え置くことになるのは、施行日後の株主総会で電子提供制度に係る定款変更を行う会社ということになります。

(みなし定款変更がなされている旨の文例)

電子提供制度の施行に伴い当社定款に定められたものとみなされる事項について

〇〇〇〇株式会社

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年X月X日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第2項の定めに基づき2022年X月X日をもって、当社定款に、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされております。

以上

以上

定款モデル（監査役会設置会社・会計監査人設置会社・剰余金配当等を取締役会で決定する会社）の改正

改正前	改正後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p> <p>【補足説明】</p> <p>13. 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>(1) 定款に定めることを条件として、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができ、株主へ郵送する必要がなくなる。</p> <p>(2) 提供が義務付けられた株主総会関係書類をインターネットにより開示すればよいこととされているが、全ての株主総会関係書類をインターネット開示したうえで、みなし提供が認められる書類につき株主へ送付を行わないというのが、現実的であり、株主にとっても理解が容易である。</p>	<p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>【補足説明】</p> <p>13. 第15条（電子提供措置等）</p> <p>(1) 振替株式を発行する会社（上場会社）は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（社債、株式等の振替に関する法律第159条の2第1項）。</p> <p>(2) 電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に交付する書面に記載することを要しない旨を定款に定めることができる（会社法第325条の5第3項）。</p>